

経済産業省

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
第8回 議事録

■ 開催概要

<日時> 令和4年11月8日（火）16:00～17:00
<場所> オンライン開催（Teams）

■ 出席者

<委員>（座長以下50音順）

岡田座長、生貝委員、黒田委員、伊永委員、武田委員、増島委員、若江委員

<オブザーバー>

公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

<関係省庁>

内閣官房 デジタル市場競争本部事務局
公正取引委員会 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 稲葉室長
総務省 情報流通行政局参事官室 高村参事官
消費者庁 消費者政策課 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 石橋政策企画専門官

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、門松審議官
商務情報政策局 デジタル取引環境整備室 日置室長、角田法令専門官
（令和4年度事務局運営支援業務委託先）（株）野村総合研究所、（株）イベント・レンジャーズ

■ 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - ・会合意見とりまとめ（案）について
3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

資料1 モニタリング会合意見とりまとめ（案）

■ モニタリング会合意見とりまとめに向けたコメント

事務局（日置室長） では、定刻となりましたので、ただ今からデジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の第8回会合を開催させていただきます。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。関係省庁におかれましても、ありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。本日の欠席委員のご紹介でございます。高倉委員、百歩委員、平山委員、増島委員、金藤オブザーバー、沢田オブザーバーがご欠席と伺っております。それでは、ここからの司会は、岡田先生、よろしくお願いいたします。

岡田座長 はい、ありがとうございます。座長の岡田でございます。早速でございますが、本日の議事に移らせてもらいます。第7回会合では骨子案に基づき、本会合意見の取りまとめに向けた議論を実施いたしました。本日は前回の議論を踏まえて整理した会合意見取りまとめの案についてご議論をいただきたいと思っております。それに先立ちまして、まず事務局からご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（日置室長） はい、ありがとうございます。それでは事務局から資料1に基づきまして説明させていただきます。前回の会合におきましては、骨子案ということでご議論いただきました。その際にご指摘いただいたものを反映したものがこちらの内容ということになっております。意見取りまとめ案ということで整理したものとなっておりまして、次のページが目次でございます。

全体の構成といたしましては、「はじめに」ということで、本取りまとめの位置付けや議論にあたっての視点を整理した上で、総論、各論テーマ別、ということで取りまとめておる次第です。また、最後に「おわりに」のスライドを1枚追加しております。全体としましては、意見の本文と、あとその本文に関する意見・コメント、プラットフォーム事業者からの説明内容ということになっておりまして、一番最後には、今回の開催経緯と委員名簿も付けているというような構成になっております。本日は前回からの変更点を中心にご説明できればと思います。

次のページ、よろしくお願いいたします。まず「はじめに」ということで、本会合の位置付けということでございますが、こちら経産大臣が透明化法に基づいて行う評価にあたって、学識経験者や関係者の意見を聴取するために開催されたのが、このモニタリング会合でございます。この会合は、関係者で議論しながら相互理解を深めるということ、そして特定デジタルプラットフォームと利用事業者との間の取引環境をより良いものにしていく、そのような「モニタリング・レビュー」という新しい枠組みの中において、重要な役割を担うというものでございます。

4ポツ目ですね。そうした枠組みの中で、これまで議論を行ってきたということでございますが、本取りまとめについては、会合としての意見を取りまとめたものということでございまして、これが経済産業大臣による評価にあたって、この意見が十分考慮されることを期待するということとしております。これが本取りまとめの位置付けでございます。

次のページでございます。こちらのスライドは会合の意見が経産大臣による評価に反映されると同時に、プラットフォーム事業者の運営改善につながっていくといった関係性をイメージとして図示したのになってございます。

その次のページは根拠規定ということでモニタリング・レビューに関するものでございます。

その次のスライド、5枚目でございます。特定デジタルプラットフォームの評価にあたっての視点ということでございまして、この特定デジタルプラットフォームの運営者、この透明化法の規制対象事業者というのが、その取引の透明性・公正性が強く認められるということで、2つの視点で議論をしてきたと整理しております。

1つが、プラットフォームを利用する事業者の声に真摯に向き合い、対応しているのか。もう1つが、運営改善のサイクルを実効的に回しているのか、といった点でございます。前回の会合では利用事業者のみならず、社会全体からの声も踏まえるべしといった指摘でございましたり、改善が組織的になされるかということが重要だというご指摘もございましたので、その点も反映しております。

これに加えて、評価にあたっての留意点ということでございまして、ビジネスモデルの違いということに留意したということに加えて、前回の会合でもご指摘のあった、事前の取り組みと事後の対応のトレードオフ関係、これにも配慮して議論をしたということでございます。

また、ベストプラクティスという表現についても、前回の会合で議論になりました。その点につきましては、このページの最後のほうにまとめております。自主的な取り組みを後押しするという観点から、透明化法の趣旨に照らして好ましいと考えられる取り組みを取り上げるということにしたと。そのような表現としてまとめております。

続きまして、次のページでございます。透明化法に基づく取り組み状況の全般的な評価ということでございまして、このパートは前回の会合でのご意見を踏まえて加筆した部分になってございます。1つ目のポツは前回と同様でございまして、全体としては、その透明化法の施行によって、取引条件の開示は総じて改善していると。また体制整備についても前向きに取り組んでいる姿勢が伺えたとしております。

これらに加えて、ヒアリング、今回の会合ではヒアリングを行いましたが、そのヒアリングによって、特定デジタルプラットフォーム提供者の考え方、そして取り組み姿勢というのがより良く理解できたということ。また、創意工夫も感じられたということ。

そして、その次のポツ。各社が今回のモニタリング・レビューのプロセスの中で、質問への回答なり、ヒアリングの対応といったことに真摯に対応したということは、共同規制の趣旨からしても評価できるとしております。

こうした評価ができる一方でということで、4つ目のポツ、さらなる取り組みが必要と考える事項もあるということでございまして、その点はこのあとのスライド本文に委ねるという形になっているということを示しております。各社には本会合の意見なり、今後公表される経産大臣の評価も踏まえて前向きに取り組んでいくということ。そして最後のポツ。本会合としても、来年以降も引き続き、関係者間の相互理解に向けて取り組んでいくことが重要であるということとしております。

次のページでございます。こちらはアンケート調査結果ということで、透明化法の実施により改善したという声が多いといったスライドを追加させていただいています。

取引条件の開示の状況でございます。次のページでございます。このページにつきましては、骨子案から特に大きく変わった点はございません。取引条件の開示については分かりやすい形で開示説明する取り組み・工夫が求められるということ。そして取引条件の変更にあたっては、利用事業者に与える影響を考慮した期間とすること。そして取引条件変更時には、その対話プロセスをより実効的にすることが必要であるということ。そういった観点から、各社の対応について、今後注視していくとしております。

次のページ。自主的な手続き・体制整備の状況でございます。こちら内容としては大きく変わっておりませんが、文章構成を整理しております。2つ目のポツでございしますが、データ管理などの体制については、客観的に評価可能になるほどの情報が提供されたとは言えなかった。来年以降も改善点を確認していくとしております。

そのためにも、ということで、次のポツでございます。来年以降提出する報告書においては、各種取り組みなり、その効果が外部から検証できるような形で示すということ。その際には、根拠となるエビデンスを提供するという。エビデンスについては前回会合でご指摘いただきましたものでございます。これに加えて、利用事業者の声を踏まえて改善方針というものを説明していくこと。こういったことが求められるとしております。その上で、そうした説明対応は、利用事業者のみならず、社会全体から信頼を確保していく上で有益であるとしております。一番下のポツ。国内管理人の重要性の指摘内容については、前回骨子案から変わらずという内容になってございます。

次のページ。苦情・紛争処理の状況でございます。こちら大きくは変わっておりませんで、例えば3つ目のポツ。定型文対応は継続的に改善を図っていくべき。4つ目のポツ。ADRの利用は有益といった点は同じでございます。1点だけ、2つ目のポツの最後のほうに、苦情相談窓口については、その周知状況も確認していくといった点、こちらを追加してございます。

続きまして、飛びまして14ページ目。テーマ別のスライドでございます。今回の会合におきましては、利用事業者からの関心の高いテーマを中心に議論をしてきたという経緯もございました。そこで多く議論がなされた項目ということで、アカウント停止、自社優遇懸念対応、あとアプリストアの手数料・課金方法について重点的にまとめたものが、これ以降の意見の本文という形になります。

次のページ。アカウント停止・アプリ削除手続きでございます。前回骨子案からの変更点という点では、本件を議論するにあたっては、消費者等の保護とのバランスも考慮しているといった点を明記しているという点。これに加えて、前回複数の委員からのご指摘ございましたアカウント停止に関するGoogle社の取り組み、こちらを好ましい取り組みとして中ほどに追記した形になっております。

主な指摘ということでおさらいいたしますと、まずアカウント停止を行うにあたっては、その適正なプロセスを確保すること。そして、それを継続的に対応改善を図っていくべきであることとしております。特にアカウント停止を行う場合には、原則として利用事業者が実質的に異議申し立てを行うことができる程度に具体的な理由を事前に開示すべきとしております。また、アカウント停止処分の適切性について第三者が検証できるように、アカウント停止やそれに関する異議申し立てなどの件数や事例について公表・説明するといったこと。そしてADRを利用するといったこと。あとアプリをアプリストアから削除する場合、そういった場合については、セキュリティに支障がないような一定の場合については事前通知を行うといった点を指摘しているというような内容になってございます。

続きまして、自社優遇懸念について、でございます。こちらの主な修正点ということでは、2つ目のポツ。まず、この自社優遇については、外部検証が難しいという点を明記しております。この自社優遇については国際的にもさまざまな議論ございまして、大変難しい問題であるということも前回の会合で指摘がなされましたが、そうした点も踏まえつつ、3つ目のポツでございます。自社優遇については、それを管理する仕組みというの構築していった、自社優遇がないことと、外部検証可能な形で担保していくことが、まずは第一歩で求められるということ。あと今後さらに議論が必要だということで、結果的に自社優遇になっているような場合もありうる。あとは自社か他社かにかかわらず、優遇する会社の選定基準の公正性といったものも課題になりうるといった点。こういった点も今後さらに議論が必要だという点として指摘がなされたということでございます。また、最後のポツ。競争上の問題がある自社優遇行為というものについては、透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいものについては、強制力のある介入方策を検討していくことも必要であるとしています。

続きまして、20ページ目。アプリストアの手数料・課金方法について、でございます。こちら事業者の関心も大変高いテーマでございますし、また国際的にも競争法上の問題があるということで、訴訟なり、競争法の執行、欧州ではデジタルマーケット法が成立するなどの国際的動きもさまざま見られる分野でござい

ます。そうした中で、今回モニタリング会合において、手数料の性格について一定の説明がなされたということ。これが決済手数料ではなく、アプリストアの利用料という位置付けであるという点が説明されたということは第一歩ではあると。とはいえ、現状の説明内容では利用事業者からの理解と納得を得られる状況には至っていないということとしております。競争が十分に働いていないという中で、裁量的にルールを決定できると考えられる、アプリストア運営者はそういった存在であるということもしっかり認識をした上で、費用と手数料の関係性や費用負担の在り方について十分に説明するとか、利用事業者からなる団体等々と協議を進めるといった取り組みが求められるというのが2つ目のポツでございます。

3つ目のポツ。課金方法の選択肢の問題ということにつきましては、昨今、その Google 社において、日本において選択肢を拡大する自主取り組みというものがなされたことは評価するということを指摘してございます。他方で、この方針変更、ルール変更が実際に利用事業者から利用されるようになることが重要であるということで、今後注視していくという内容としております。

最後のポツでございますが、ここでは、決済手段を選択できるように仮になったとしても、手数料水準の競争を促すには至らない可能性があるとした上で、透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいものについては、強制力がある介入方策を検討していく必要があるとしております。

最後、その他のテーマということで、返金・返品手続きのスライドでございます。こちらのスライドについては前回から特段変更はございません。内容としては、返品・返金ですね、こちらの判断をプラットフォーム事業者自身が行う場合においては、利用事業者からの理解と納得が得られるように、ルールに係る説明対応や異議申し立てプロセスを充実させる等の対応が求められるということ。アプリの審査の手続きや体制については、継続的に改善に向けて取り組んでいくことが期待される。最後、商品・アプリの表示順位につきましては、利用事業者からの関心も非常に高いという事項でもあり、引き続き議論・確認していくことでございます。

そして最後、追加したスライドのご説明でございます。24 ページ目でございます。「終わりに」ということで、前回会合の議論も踏まえて1枚追加いたしました。1つ目のポツ。まず、本会合は、透明化法施行後初の「モニタリング・レビュー」ということで、議論を行ってきたと。その中では、そのプラットフォーム事業者から数多くの情報も提供されて、関係者間で議論を深めることができたこと。これは来年以降もレビューを続けていく上で、土台になる有意義なものであったという評価でございます。加えまして、今回の議論を通じて、透明化法の枠組みにおける各社の取り組みや関係者間の相互理解が、公正かつ自由な競争の促進に寄与するものであると確認できたこと、これの成果であったとしております。

次のポツ。そうした中で、今後に向けた期待ということで、改めて特定デジタルプラットフォーム提供者においては、透明化法の義務の履行なり、モニタリング・レビューの今回のような対応を通じて見えてきた課題というものもあったんじゃないかと思います。それらについて、改善に向けて取り組むとともに、その内容や成果を外部検証可能な形で説明していくこと。これを期待するとしております。その一環といたしまして、本会合の意見でありました、今後公表される経済産業大臣の評価も踏まえて、アクションプランを策定して実施をしてほしいと。その内容や実施状況をエビデンスとともに報告書に盛り込み、次回のモニタリング・レビューのプロセスで説明していくということを求めたいと。こちら前回会合でのご意見を踏まえた内容となっています。そうした取り組みを継続的にやっていくということが、利用事業者や社会全体からの信頼確保につながっていくのではないかとという点が2つ目のポツでございます。

3つ目。他方、ということでございまして、先ほどご説明しました自社優遇の問題、あと手数料に関する問題、こちらについては今後さらに議論が必要と考えられるというような中身でございました。これらについては、国際的にもさまざまな動きがある中で、日本の市場環境に応じた対応を検討していく必要があると。前回そのようなご指摘もございまして、盛り込んでおります。

そして最後のポツですね。透明化法が採用する共同規制というアプローチは、特定デジタルプラットフォーム提供者の自主的な取り組み、これを前提とする仕組みでありまして、各社の国内管理人においては、自主的な取り組みであったり、その対外説明という場面において、中心的な役割を担っていくことを期待するとしております。

また、現行の透明化法の枠組み、既存法令での課題解決が難しいものについては、強制力ある介入方策を検討していくことも求められるということでまとめさせていただいております。

以上が前回からの追加した点も含めた全体としての会合意見取りまとめのご説明でございました。ありがとうございます。

岡田座長 はい、ありがとうございました。それではこれより討議に移らせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、これまでの議論も踏まえ、資料1の会合意見取りまとめ案に対するご意見や、今後の会合に向けたコメントなどをいただけると幸いです。

それでは委員の皆さまから順番にご発言いただきたいと思います。私のほうから五十音順に指名をさせていただき、そののちオブザーバーの皆さまに指名をさせていただきます。

また本日は、取りまとめということでもありますので、ぜひ関係省庁の皆さまからも一言お願いできれば幸いです。

なお、発言される際はミュートを解除して発言いただき、発言が終わられたら再度ミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。

では、五十音順ということで、最初に生貝委員、ご発言をお願いいたします。

生貝委員 はい、ありがとうございます。こうして丁寧にお取りまとめいただいて、本当に重要な会合と取りまとめの内容になっているかというふうに思います。お書きいただいている内容は、いずれの非常にその通りかというふうに思っておりまして、特に個人的に改めて重要だなと感じていることを2点ほどコメントをさせていただきます。

1つは、この中でも幾度か触れていただきましたが、やはり利用事業者団体の位置付けというところがございますね。議論の中でもございましたけれども、やっぱりこの法令全体として、個別の事業者ごとに声を上げたり、対応したりすることが難しい中で、ある種こういった法制の枠組みとモニタリング・レビューの会合というのを、こういった集中的な形で行うことをしてまいっているわけがございますけれども、やはりこの会合がいったん来年に向けて取りまとめを出したあとも継続的にプラットフォームの方々とはさまざまなやりとりをしたり、あるいは別の意味でのモニタリングをしていく立場として、利用事業者団体というのは極めて重要なのだろう。そういったときに、わが国では現状では法令上の位置付けというのはないわけがございますけれども、そういった協議でありますとか、問題解決というふうに言ったようなものが、今後まさにどのように進展していくのかというふうにいったようなことは引き続きよく見ていく必要がある、価値があるのだろうと感じているところが1点目です。

それから、もう一つ。今回取りまとめという形で、また来年こういった集中的にレビューをする機会があるというふうに思うのですが、それまでの間にも本当にいろいろなことが動いていくのだというふうに思います。それまでの特にここから半年、1年ほどかけて、果たして継続的に何をこの法令に関してしていくのかということも継続的に考えていく必要があるのだろう。それはやはり国内の利用事業者の声、あるいはプラットフォームのビジネスモデルの変化というのも引き続きどう継続的にモニタリングをしていくかということと同時に、また前回も議論にあったように、国際的にはやはりデジタル市場法の影響で、われわれがどのように考えるかはともかくとして、今回のモニタリング・レビューの対象というもののランドスケ

ープが、この1年間で極めて大きく変化すること自体はおそらく間違いないのだろう。そのことはおそらく継続的にアップデートして情報を見ていく必要があるし、またP2Bですとか、この法律の直接の背景、あるいはアメリカの状況などを含めて、そういったことをどう継続的に見ていくかというのは極めて重要なのかなというふうに、今後のこととして感じるところでございます。

それから、それに関連して、やはりこれは初年度の会合であり、国際的にもこういった形での会合のアウトプットがなされるということ自体初めてでございますので、個人的な希望としても、ぜひ今回明らかになったことやプロセスというふうにいったようなことは、ぜひさまざまな機会を通じて国際的に発信をしていくことによって、外国政府やプラットフォーム事業者さんのほかにも、さまざまな海外のステークホルダーからのフィードバックというのもおそらく期待できるであろう。そういったことを今後どのように進めていくかということが重要なかなというふうに感じました。差し当たり以上でございます。ありがとうございます。

岡田座長 はい、ありがとうございました。では続きまして、黒田委員、お願いいたします。

黒田委員 黒田です。今回の取りまとめ、いろいろといろんな人の意見をうまく取りまとめて、デジタルプラットフォーム事業者がこれからどういうことを期待されているかということについての日本の価値観であるとか、日本の社会状況とかを踏まえた上での要請になっているということで、ぜひとも各デジタルプラットフォームの日本の担当の方々には、日本ではこういうことが求められているんだよと。それをそれぞれのプラットフォームが社会的目的を実現するという目標の中でうまく組み合わせて、生産性を上げる中で、これも達成するという形で、ぜひともやっていていただきたいと思います。生産性を上げるというのは、各デジタルプラットフォームが取り組んでいく中で、やっぱり日本経済を成長させる。その中に日本のいろんな利用事業者とプラットフォームがいろいろと協力し合って、いかに日本の経済成長につなげていくかということが究極的なゴールになっていると思いますので、そこに対してこうやって貢献するのだということも含めて対応していただきたいと。例えば前回の私のコメントで、やや誤解を招くかもしれないと思ったのは、構造的な問題があるから、それに対して対応する必要があるというのは、別にプラットフォームが巨大であるということが構造的な問題というわけとも限らなくて、例えば日本にはゾンビ企業と言われていたような零細企業がたくさんいるにもかかわらず、市場から退出しないということが経済成長を妨げているというような指摘もある中で、デジタルプラットフォームがどうやって日本の生産性を高めていくのかということに対しての取り組みをしていただきたいということでもあるわけです。ですから、過度に政治的要求であるとか、社会の空気みたいなものに反応して、なんか生産性を下げようようなことはあまりしていただきたくないなということも私は思っております。ということは最後にコメントさせていただきます。以上です。

岡田座長 はい、ありがとうございました。では続きまして、伊永委員、お願いいたします。

伊永委員 はい、ありがとうございます。私からも取りまとめ案について具体的な指摘はないのですが、初年度にしては大きな成果を残して、そして次年度以降については新たな課題を明らかにしたという点で、今回のモニタリング会合という活動というのは重要だったというふうに考えております。

その上でどういうふうに取り組んできたか、それから今後どういうふうに取り組んでいくべきかという話についてコメントをしたいと思います。まず、私は法学者なのですけれども、法学という専門的見地から、実効的・継続的な苦情処理体制であるとか、プラットフォームを透明化するような取り組みができていくか

といった点について、中長期的あるいは国際的な動向も含めて見解を述べさせていただいてきました。大事な取引透明化法にもありますように、自主性と自律性ではないかと思います。これが基本理念として運用されている法律ですが、決して弱腰でこういうふうな規制になっているわけではなくて、改めて技術力や、それからシステムデザインなんかによって効率的、効果的に問題の根幹を断つというような対策を創意工夫によって行っていただきたいということが前提とされているからです。その意味で、対処療法的な取り組みを行うのではなくて、より実効的な、それから組織的に継続的な行動っていうのを今後も求めていければというふうに思っています。

今回初年度ということで、改めて課題が把握できたということ自体も成果だと思いますし、それから問題の解消が新たな問題の発生につながったということもあろうかと思っています。こういったことへの対処を次年度以降どういったプランを立てて、それを実行していくかということを、ぜひ考えていただければというふうに思っております。

最後に、国際的発信の話、生貝委員からもありましたが、これは非常に重要なことだと思っています。この取り組み、世界からも注目されていると思いますし、それから国際的な発信自体がデジタルプラットフォームに対する取り組みの支援、後押しとなろうかと思っていますので、ぜひ英語での情報発信であるとか、国際会議での情報発信など積極的に行っていただければというふうに考えています。以上になります。

岡田座長 はい、ありがとうございました。では続きまして、武田委員、お願いいたします。

武田委員 はい。聞こえますでしょうか。はい、どうもありがとうございます。事務局におかれましては、最終報告書案を適切におまとめいただきまして、どうもありがとうございます。新しく加えていただきました24ページのスライド、大変分かりやすくまとめられていると思います。今年度のレビューののちにアクションプランを立てていただき、次年度のレビューにつなげるということについて、賛成したいと思います。

本会合を通じて、私は研究者として、自社優遇と、アプリの手数料水準について特に関心を持って見てまいりました。事業者の方からの説明をいただきまして、私としては大変状況が分かるようになりました。本法の目的の一つであります透明性の確保という点において、大きな成果があったのではないかと思います。もちろん、その透明性が高まったことによって、今後の課題というものも明らかになったわけですが、その課題については、次年度に向けて、プラットフォーム事業者において解決の取り組みを求めたいと思います。さらに個別論点を離れて、特に海外プラットフォーム事業者については、国内管理人の権限強化という具体的な提言も本会合から出されたわけですので、行為、また体制の両面において、プラットフォーム事業者においては真摯な対応をいただければと思います。私はこの会合の成果は大変大きなものであったと思っております。先ほど複数の委員の先生からご発言ありましたように、海外に発信すべきであると私も感じるところであります。私からは以上となります。

岡田座長 はい、ありがとうございました。では続きまして、若江委員、お願いいたします。

若江委員 すみません。こんにちは。とても丁寧にまとめていただいて、本当にどうもありがとうございます。事務局の皆さまに感謝申し上げます。

私のほうからは3点ほどなのですが、1つは自主的な体制についてのところの9ページのところ辺りですね。来年度以降、外部から検証可能な形でエビデンスの提出を求めていきますって書いていただいて、これ大変ありがたいなと思いました。やっぱり今回いろいろ事業者に説明してもらって大変感謝してい

ますけれども、やっぱり一部についてはそれが事実なのか、きちんと機能しているのかということが確認できないっていうのは最後までモヤモヤと残ったところなので、それに対する有効策なものなのかなというふうに思っています。

もう一つが、アクションプランのことも入れていただいて、とても良かったなというふうに思っています。ただ、これはですね、もしプラットフォーム事業者に、自分たちがやりたいことだけを書かせるだけだと、結局書きやすい好きなことしか書かないっていうことになるのではないかなというのにも気になっているので、アクションプランに対して、ある程度こういった項目について書いてもらいたいのかっていうのも指定する必要があるのではないかなと思っています。今回、事業者の自主性に任せた結果、彼らにとって話しやすいところは話すけれども、話したくない部分は十分説明をいただけなかったっていう部分も、例えば自己優遇とか、データ利用とか、手数料水準の妥当性の部分で特に感じたので、アクションプランをやるのであれば、やっぱりこちらが取り組んでほしい分野を指定するのでもいいのかなと思いました。

あと最後の3点目ですけど、最後のページだったか、現行の透明化法の枠組みや既存法令での課題解決が難しいものについては強制力のある介入方法も検討していくことが求められるっていうのを書いていただいているんですけど、さらに透明化法自体の見直しっていうものも選択肢として捨てずにいただいてもいいのかなというふうに思いました。今回本当にいろいろなことが分かって、成果がある取り組みだったというふうに思っているのですが、なお、自己優遇ですとか、手数料水準のところとかでは、この透明化法の枠組みでは十分うまくいかなかった部分も残ったと皆さんも思っていると思うのです。一方で、透明化法があくまで自主的な取り組みを基本にする枠組みなので、限界があっても仕方がないから、ほかの法律で対応するのだとか、そういう選択肢もあるかもしれませんが、やっぱりせつかなので、この透明化法のバージョンアップというものも視野に入れて考えていくっていうのもいいかなというふうに思いました。以上です。

岡田座長 はい、ありがとうございます。では続きまして、万場オブザーバー、お願いできますでしょうか。

万場オブ はい、万場でございます。もう取りまとめ案につきましては、非常に細かいところまでしっかりとまとめていただいておりますので、何も申し上げることはございませんけれども、ちょっとモニタリング会合を通じて感じたことを少し述べさせていただければと思います。

誰かが一方的に利益をうるということではなくて、やはり関係者それぞれが利益をうるということが非常に重要じゃないかなと思ってまして、それが理想の形であらうというふうに思います。いわば、共に益するとか、共益って言いますか、そういう関係を築ければ非常にいいのかなという感じがしております。そのためには、一方的なルール押し付けではなくて、やはりお互いが理解し合った上で、きちんともう理解した上でお互いの事業を行っていく、そうした環境をより良く整えていく。今後期待したいことは以上でございます。そういうのが、皆さんそれぞれが利用事業者も含め、デジタルプラットフォームの皆さんも含め、お互いが事業を行っていく上で極めて良好な環境を整えていくということが重要ではないかなというふうに思った次第です。以上です。ありがとうございます。

岡田座長 はい、ありがとうございます。では続きまして、岸原オブザーバー、お願いいたします。

岸原オブ はい。1年にわたって相談窓口に寄せられた相談を網羅的・体系的に整理いただきまして誠にありがとうございます。モニタリング会合では報告、ヒアリング、質問への回答を通じて、デジタルプラット

フォーム事業者と利用事業者相互の考え方、主張が一般に周知されてオープンに議論できるようになったのは非常に意義があると考えております。

今後に向けては、2点ほど、相談窓口の法的な枠組みを検討いただくとともに、モニタリング会合のこのような公式的なものは当然として、個別イシューに対応した自主的な取り組み、継続的で総合的なディスカッションが行える複数のチャンネルを構築していくことが重要ではないかなというふうに思っておりますので、そういった部分についてのフォローアップ等も検討いただければと思っております。今般のモニタリング会合の機会を起点として、相互理解の促進によって公正性の取り組みが進むことを期待しております。どうもありがとうございます。

岡田座長 あ、すみません。増島委員が今ご出席されているようですが、もし、よろしければ今続きまして、ご発言いただけますでしょうか。

増島委員 承りました。ありがとうございます。別にもうさんざんいろいろ申し上げたので大きなことはないのですが、報告書については深く反映されていて、今回やって分かったのは、めちゃめちゃこれ労力がかかる。非常にこれ分かりまして。来年も、初年度だったからっていうところもあるのかもしれませんが、これをまた回していく。でも、それをするだけの価値のある動きだったなというふうには思っています。

今回、特にやっぱり学習をしたことの1つのキーワードは、やっぱり検証可能性という、こういうキーワード。この透明性ということとの、まあ、これはやっぱり検証可能な形で示していただくっていうことをどういうふうにしていくかっていうところが大きく課題になるという、こういうふうに思います。特にこれ来期からはあれですね、デジタル広告が入ってくるっていう話もたぶんあるのではないかなと思っております。デジタル広告は、これに輪をかけて見えない。というのは後ろ側でしか動いてないみたいですので、全然分からん、みたいな話で、ますます内容を、実情を把握するのが難しいという期に入っていくだろうというふうに思っております。そこで、今回の学びである検証可能性というところを前面に出して、きちんとご説明いただくという、これがたぶん生きてくるのではないかなというふうに思って、期待をしているところでございます。

最後に、これ皆さまおっしゃっていただいているのですけれども、発信、やっぱり戦略マーケティングとか、われわれはこういうことをやっているんであるという、これ自身がすごく大事だというふうに思っています。これは単に、なんかこうやっていますということに意味があるというよりは、われわれのやっていることの、この正当性っていうのをたぶんきちんとアピールをしていくことによって、初めてこの制度が正当なものとして認められるって、たぶんこういう面があると思っております。特にこういう国際的なアジェンダに対して日本が何をやっているのかというふうに言ったときに、日本語のドキュメントしかありませんとなりますと、これ全く見向きもされないみたいなことに実際なります。例えば国際金融の領域なんかでは日本の金融の、なんで、いっぱいいろんな取り組みやっているのですけれど、そういう SSP とか、日本の例というのはああいうのにちゃんと出てこないのですね。あれは日本が英語で発信をしていないから。交友的にとか、あるわけですけど、そういう意味で、われわれの活動自身の正当性を担保するために、われわれが何をやっているのかということ自身の透明性と言いますか、海外に対しての見える化ということもあるということが、おそらくこの制度は日本にとって本質的に大事だというふうに思っております。この取りまとめ案自身を英訳するのとかどうかっていうのは、リソースとかインパクトとか、いろんな面があるかもしれませんが、なんとかわれわれがどんな結論を出して、何をこうプラットフォームの方々に伝えようとしているのかということが海外からきちんと見えるような形をどういうふうにつくるのかということとは、

後処理としてではなくて、やるべきことの本質として **To Do** に入っているべきだろうなというふうに思っている次第でございます。以上です。ありがとうございました。

岡田座長 はい、ありがとうございました。ちょっと私が見落として、出席されていたのに、まだご発言をされていない委員かオブザーバーの方、いらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。はい、大丈夫そうですね、では続きまして、本日欠席の委員およびオブザーバーからのコメントを事務局から代読していただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（日置室長） こちらにつきましては、事務局メンバーとしまして、今回プロセス全体を通じて尽力してきました角田法令専門官から代読させていただければと思います。角田さん、よろしくお願いいたします。

事務局（角田法令専門官） 承知しました。高倉委員、平山委員、沢田オブザーバーよりコメントを頂戴しております。

高倉委員のコメントです。本会、プログラムやアルゴリズムについては、デジタルプラットフォーム提供者から概要を説明してもらっただけにとどまりました。現在の透明化法では仕方がないのでしょうけど、説明通りに動作することを確認する枠組みが必要と考えます。

続きまして、平山委員のコメントです。意見取りまとめ、および特定デジタルプラットフォーム提供者による主な説明内容、ペーパーには、特定デジタルプラットフォーム提供者各社との対応や、各社からの報告の内容が整理されています。これはデジタルプラットフォームと取引関係にある利用事業者など関係事業者にとって、また国民にとって、デジタルプラットフォームビジネスの現状を具体的に理解するための、この上ないテキストであると思います。このペーパーがデジタルプラットフォームビジネスの在り方について議論する際の前提知識として広く共有されることにより、将来の改善の方向性をめぐる議論がさまざまなステークホルダーの間で活性化していくことを期待します。

最後に、沢田オブザーバーからのコメントです。資料の 22 ページの一番下のポツに、商品・アプリの表示順位を決定する主要要素の説明がなされたが、その背景にある考え方等について深く把握するには至らなかったとあります。各デジタルプラットフォーム提供者の考え方を把握することは相互理解という点で今後も重要と思いますので、以下ご提案します。デジタルプラットフォーム提供者自身がファーストパーティーとして商品・アプリを販売する場合は、表示順位を含め、さまざまな場面において利用事業者との競合関係が発生しうと思います。デジタルプラットフォーム内のルールをつくり、実装する立場であるデジタルプラットフォーム提供者は、自社プラットフォームの中では一般的に利用事業者よりも有利にファーストパーティーとしてもビジネスを行うことができると考えられます。来年度のレビュープロセスの中で、もし可能であれば、各デジタルプラットフォーム事業者が自社のサービスモデルに照らし、この問題、すなわち利用事業者と競合する立場に立つ可能性について、どのように整理されているか、具体例とともに基本的な考え方をお聞きしてはいかがでしょうか。以上です。

岡田座長 はい、ありがとうございました。本日は取りまとめ最後ということでもありますので、関係省庁の皆さまからも、ぜひご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。もしよろしければ、こちらからちょっと各省庁さんをご指名しますので、発言がなければいい結構ですが、もしあるようでしたら一言いただければと思いますが、いかがですか。最初に公正取引委員会さん、いかがでしょうか。

公正取引委員会（稲葉室長） 公正取引委員会の稲葉と申します。ご指名ですので、一言申し上げます。このモニタリング会合においても、委員の方からデジタルプラットフォーム取引透明化法と独禁法は、相互に補完し合うような関係にあるのだといった旨のご指摘があったというふうに承知をしております。私ども公正取引委員会といたしましても、透明化法はこのプラットフォームの利用事業者に対する、いわゆる優越的地位の濫用といった独禁法違反行為を未然に防止するといったことに資する一方で、独禁法違反行為があれば、公取委としても、厳正に対処していくこととしておるところです。従いまして、こういったような形で連携を深めていくことによって、双方の法運用の実効性を一層高めていくことができるのではないかと考えておりまして、引き続き経済産業省としっかりと連携をしながら、オンラインモール、アプリストア、それからデジタル広告の各分野における問題に対処していくことで競争環境、取引環境の整備を進めてまいりたいと考えております。以上になります。

岡田座長 ありがとうございます。もしよろしければ、続きまして、内閣官房 デジタル市場競争本部事務局の方から一言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

内閣官房 デジタル市場競争本部事務局 内閣官房 デジタル市場競争本部事務局です。経済産業省におかれましては、デジタルプラットフォーム本モニタリング会合の意見取りまとめ、ありがとうございました。内閣官房では今年の4月にモバイル競争評価における中間報告を提示させていただいて、先日パブリックコメントを実施し、WGを中心に議論を進めているところでございます。今回の意見取りまとめの結果を踏まえ、引き続き経済産業省をはじめ公正取引委員会、総務省等関係府省と連携しつつ、最終報告の取りまとめに向けた検討を鋭意続けてまいります。以上でございます。よろしくお願いします。

岡田座長 はい、ありがとうございます。続きまして、個人情報保護委員会事務局の方より一言頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

いらっしやいませんか。では、よろしければ、続きまして、消費者庁の方から一言いただけますでしょうか。

消費者庁（石橋企画専門官） 消費者庁 消費者政策課の石橋と申します。本日はありがとうございました。こちらのほうでは、消費者の利益の保護の観点から成立した取引デジタルプラットフォーム消費者保護法を担当しております。透明化法との関わりにつきましては、先日、消費者庁で行われました、第2回の官民協議会でも透明化法について内容が触れられ、また今回の取りまとめ案の資料の中でも、「消費者等の利益保護とのバランスを図りつつ」という文言があったかと思います。引き続き経済産業省含め、関係省庁と連携しながら法を運用してまいりたいと考えています。本日はありがとうございました。

岡田座長 はい、ありがとうございました。続きまして、総務省さんから、もしコメントありましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

総務省（高村参事官） はい。総務省 高村でございます。まずは日本で初めてだと思いますけれども、この共同規制という、なじみのない概念の中で、かなり手探りでどこまで突っ込んだ意見交換ができるのかということにご努力賜りました今回の全ての構成員の方々およびオブザーバーの方々に心より敬意を表したいと思っております。私ども総務省は通信を所管しておるという立場でございまして、どちらかということ、今回の透明化法がターゲットとしている BtoBtoC の BtoB の部分というよりは、そこがさらに C のところが

及ぼす影響という観点でご参画させていただいており、また今回の会合の意見取りまとめを受けて、経済産業大臣が作成する評価案について、省としてというか、大臣として意見を申し上げていくという立場になるわけですが、いずれにせよ、今回かなり突っ込んだ意見を先生方から出していただき、最終的には最終受益者たる消費者の利益につながるような議論をしていただけたのではないかなというふうに思っております。私どもも今回具体的に何ができるというわけではございませんけれども、引き続き皆さま方とともに、より良い社会の構築に向けて努力してまいればというふうに思っておりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。私から以上でございます。

岡田座長 はい、ありがとうございます。それではそろそろ取りまとめに入りたいと思います。今、関係各位から非常にいろいろご意見を頂戴いたしました。基本的には本取りまとめ案について、基本的に修正のご要望がなかったことを伺いました。透明化法の効果は補完的な今の関係各省庁の皆さまからもご指摘ありましたが、さまざまな補完的な政策手段、また、いろいろな関係団体による自主的なモニタリング等々が相互に補完し合って、さらに効果を高めていくと。こういう面があるのだというふうに思います。そういう意味では、関係省庁の皆さまも含めまして、多大なるご努力による部分も今後あるだろうと。期待されるところも大きいだろうというふうに思っております。そのような意味で、ぜひ今後ともいろいろな形で協力をしていければと思っております。

また、本年度は初年度ということもありまして、情報の公開・非公開について、いろいろ手探りで進めざるを得なかったようなところがありましたが、一応本年度の結果を踏まえて、事業者の皆さんには透明化法に基づくレビューに対して、大変真摯にご対応はいただけたものと思いますが、来年度以降に、今年度に公開された情報をベースとして、さらに公開していただける範囲というものを広げられるように、そして、できる限り公開の場で透明性の高い形で議論ができるようにというようなことをさらに一層進めていければということも感じました。事業者の皆さんや関係各位におかれましては、一層のご理解とご協力をいただければと思います。

それでは、以上取りまとめ案につきまして、座長に最終的な取りまとめはご一任いただけるということでご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

委員 異議ございません。

若江委員 一任します。

岡田座長 はい、ありがとうございます。異議がないものと認めます。それでは座長にご一任をいただけたということで、今後公表に向けて進めさせていただければと思います。

本日まで委員・オブザーバーにおかれましては、多角的な視点からコメント・ご議論をいただきまして、また円滑な議事進行にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。モニタリング・レビューのプロセスは今後とも継続していくものであります。デジタルプラットフォーム事業者の皆さんには、今回の取りまとめも踏まえ運営改善に努めていただきたいと思います。委員およびオブザーバー各位におかれましては、引き続きどうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に野原局長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

野原局長 野原でございます。

委員およびオブザーバー各位におかれましては、ご多忙の中、本日まで8回にわたりまして本会合にご参加いただくとともに、多様な視点からご意見・ご議論をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

また、本会合における皆さまのご質問・ヒアリングを通じまして、各特定デジタルプラットフォーム提供者からの更なる説明対応が促されたことも大変意味深いものであったと考えております。

ご案内の通り、透明化法の特徴としては、政府が大枠を示し、規制対象事業者の自主性、創意工夫を活かしていくことで事業者と政府がそれぞれ役割を担っていくという、「共同規制」のアプローチを採用していることが挙げられます。それを別の言葉で言い換えると、変化の激しいデジタル市場において、イノベーション促進の観点からバランスの取れた規律内容としたのが透明化法の特徴でございます。この観点から、本会合第1回目でも申し上げました通り、委員の皆さまにご協力いただきながら進めてきた、この「モニタリング・レビュー」こそが、本法の実効性を確保する上で要となる仕組みでございまして、「共同規制」の真価が問われる取組であると考えております。

本会合におきましては、プラットフォーム事業者の透明化法の履行状況、すなわち取引状況の開示、自主的な手続・体制整備、特に苦情・紛争の処理の状況といった総論的な観点に加えまして、アカウントの停止、自社優遇、アプリストアの手数料といった個別の課題についても深くご議論いただいたところでございます。

議論の中では総じて改善が見られるというご指摘をいただく一方で、今後の課題も複数挙げていただきました。例えば自社優遇や課金・手数料の水準等について、プラットフォーム事業者と利用事業者との間の相互理解の関係で、より懸念を払拭し理解が得られるような説明が必要であると。そのためには外部検証可能な形で説明が必要であるといったご指摘を多くいただきました。「外部検証の可能な」というのが、キーワードだというご指摘は、本日の議論でもございました。あるいは共同規制を本格的に適用する試みとして、各社には今後の改善方針についても示してほしいという点などなど、今後の課題についてさまざまなご示唆をいただきました。

今後、経済産業省において、本会合で取りまとめていただいたご意見を踏まえまして、規制対象であるデジタルプラットフォームの透明性および公正性について評価をとりまとめていく予定でございます。本評価は透明化法に基づき策定、公表するものになりますが、まずは近いうちに「原案」という形で公表し、パブリックコメントを募りたいと考えております。広く国民の皆さまからのご意見も頂戴した上で経済産業大臣としての評価をとりまとめ、公表いたしまして、特定デジタルプラットフォームの運営改善につなげていきたいと考えております。

加えて、本会合では、「モニタリング・レビュー」をいかに実効的な取組としていくかといった運用全体に対するご助言も数々いただきました。その中で本日も言及がございましたが、本会合の意見、それから今後公表される経済産業大臣による評価も踏まえてアクションプランを策定・実施し、その内容や実施状況をエビデンスとともに報告書に盛り込み、次回のモニタリング・レビューのプロセスで説明することを求めたいというご意見もございました。いただいたご助言を活かしながら、今後も本会合を運営していきたいと考えております。

また、現行の透明化法や既存の法令の枠組みでの対応が難しいものについて、強制力ある介入策についても検討、本日は透明化法の枠組みの見直しも選択肢として排除しないで検討すべきというご指摘もございました。そうしたことについては関係省庁とも連携しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

また、多くの委員から、本日、海外への英語での発信、それから国際会議での説明発信の必要性についてご指摘がありました。国際的な発信について、英文の資料作成をしたいと思います。このモニタリング会合の取りまとめについては、委員の先生方にも英文をチェックいただいて、英文の資料を確定させた上で、事

事務局からも発信をいたしますけれども、先生方も国際的な発信について、ぜひご協力をいただけるとありがたいと思っております。これは宿題として今後作業したいと思います。

委員・オブザーバー各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

岡田座長 ありがとうございます。では最後になりますが、事務局より事務連絡をお願いいたします。

事務局（日置室長） はい。委員およびオブザーバーの皆さま、関係省庁の皆さまにおかれましても、本日まで誠にありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で作成しました上で、皆さまにご確認いただいたのちに公表することを予定しております。

また、本日も議論いただいた会合意見取りまとめ、こちらにつきましては、座長ともご相談の上で、案の取れたものを公表させていただくということを予定しております。公表日時については決まり次第ご連絡申し上げます。

また、海外への情報発信というご指摘もございました。透明化法の法律・指針も含めて英訳したものをホームページ上に公開してございますので、その情報なども含め、われわれとしても情報発信に努めてまいりたいというふうに思います。本日はどうもありがとうございました。事務局からは以上でございます。

岡田座長 はい、ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本日の議事は終了といたします。本日もお忙しい中、ご参加をいただきまして誠にありがとうございました。これにて終了といたします。どうもありがとうございました。